

掲載内容

第1章 サービス利用に関する相談

- [1] 判断能力が不十分な利用者と利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「意思能力」の判断
- [2] 第三者を代理人として利用契約を結ぶ場合
【弁護士のアドバイス】「代理」と「任意後見契約」
- [3] 身元保証人や身元引受人等がない利用契約の場合
【弁護士のアドバイス】「成年後見人等」と「身元保証等・身元引受人等」
- [4] 身元保証等団体の利用を考える場合
【弁護士のアドバイス】身元保証等団体の利便性と注意点
- [5] 施設で入所者の金銭管理を行う場合
【弁護士のアドバイス】高齢者施設等における「預り金管理規程」等の考え方
- [6] 本人の希望と家族や関係者の意向が異なる場合
【弁護士のアドバイス】判断の大原則は本人の意思決定・選択の尊重
- [7] 要介護度変更による入所契約見直しが必要な場合

第2章 サービス提供に関する相談（本人への相談援助）

- [8] 多職種連携によるチームアプローチが難しい場合
- [9] 身寄りのない入所者の看取りに関する意向確認が難しい場合
- [10] 意思決定支援において成年後見人等と連携する場合
- [11] 本人が必要な医療サービスを拒否している場合
【弁護士のアドバイス】緊急事務管理、施設の救急搬送義務の考え方
- [12] 会議等での情報共有のために利用者の個人情報を関係機関へ提供する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法（17条「要配慮個人情報」）

第3章 医療機関との連携に関する相談

- [13] 身元保証人等や医療同意者がいないことを理由に入院を断られた場合
【弁護士のアドバイス】医療同意
- [14] サービス提供中に救急対応を行う場合

第4章 利用者・家族からの苦情等への対応に関する相談

- [15] 「現金持込み禁止」に伴う苦情があった場合
【弁護士のアドバイス】施設等で「原則現金持込み禁止」とする場合の留意点（「一切の責任は負いません」と言い切れるのか）
- [16] 利用者からのハラスメントを受けた場合
【弁護士のアドバイス】利用者・家族からのハラスメント防止対策（契約書や重要事項説明書に記載しておくべき視点等）

第5章 家族等への対応に関する相談

- [17] サービス利用料の滞納が続いている場合
【弁護士のアドバイス】債務不履行
- [18] 家族と利用者の意見不一致により、成年後見制度の利用に支障が出る場合
- [19] 家族間の意見不一致により本人のケアに支障がでる場合
- [20] 家族に面会時の約束を理解してもらえない場合
- [21] 施設面会者による利用者への暴言や暴力がある場合
- [22] 家族から不当な要求等をされた場合
【弁護士のアドバイス】不当要求
- [23] 家族からの利用者の個人情報の開示請求があった場合
【弁護士のアドバイス】自己情報開示請求
- [24] 家族の一部が利用者の状態等の報告や説明に納得しない場合
【弁護士のアドバイス】事業所における説明責任
- [25] 身内と名乗る人からの問合せに対応する場合
- [26] 利用者の家族に対して社会的な支援が必要な場合

第6章 利用者への虐待・不適切ケアへの対応に関する相談

- [27] 家族等による高齢者虐待が疑われる場合
- [28] 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合
【弁護士のアドバイス】個人情報保護法例外規定（16条、17条、23条）
- [29] 老人福祉法に基づく市町村権限行使への協力
【弁護士のアドバイス】面会制限、面会の権利
- [30] 家族から他の親族等との面会拒否の申出があった場合
- [31] 市町村から「養護委託」について相談された場合
- [32] 家族による「身体拘束」と思われる事例に対応する場合
【弁護士のアドバイス】身体拘束の違法性
- [33] 市町村から「面会制限」への協力依頼があった場合
【弁護士のアドバイス】面会制限の法的根拠
- [34] 家族から「身体拘束」の要望がある場合
【弁護士のアドバイス】「身体拘束」は「身体的虐待」に該当
- [35] 家族から職員への対応について相談を受けた場合
- [36] 騙されている可能性があるが本人は認めない場合
【弁護士のアドバイス】本人の被害意識の有無と被害救済の必要性の存否は無関係
- [37] サービス提供中に介護事故が発生した場合
【弁護士のアドバイス】安全配慮義務（予見可能性と結果回避可能性）

第7章 地域との連携に関する相談

- [38] 介護老人保健施設退所支援における地域の関係機関との連携が困難な場合
- [39] 地域共生社会における包括的な支援が必要な場合
- [40] 入所者の成年後見制度申立支援が必要と思われる場合

索引

・事項索引

内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

介護サービス事業における

困りごと相談ハンドブック

—ソーシャルワーカーの実務対応—

共著

高橋 智子（社会福祉士・公益財団法人 東京都福祉保健財団 人材養成部）

三森 敏明（弁護士）

‘本人中心’の相談援助を実現するために！

- ◆利用者・事業者・地域をつなぐソーシャルワーカーが実務で直面しやすい場面を取り上げ、適切な対応方法を解説しています。
- ◆相談内容に関連する法的な留意点を「弁護士のアドバイス」として紹介しています。
- ◆長年ソーシャルワーカーとして活動してきた執筆者が、豊富な経験と知見を踏まえて解説しています。

A5判・総頁228頁

定価2,970円（本体2,700円）送料460円

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

法令情報を配信！

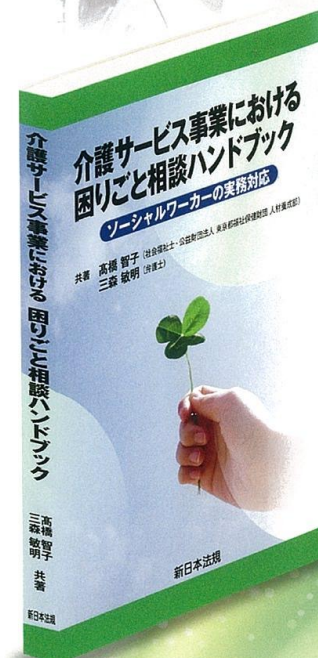
電子書籍も
新日本法規WEBサイトで
発売！！

〈電子版〉

定価 2,750円（本体 2,500円）

パソコン iPhone/iPad Android 端末 でご利用いただけます。

iPhone/iPadはAppStoreより、Android端末はGoogle Playより専用ビューアアプリをダウンロードしてご利用ください。パソコン版は、電子書籍データのダウンロードではなく、直接サーバーにアクセスするストリーミング形式になりますので、閲覧時にはインターネットへの接続環境が必要です。



〔5〕 施設で入所者の金銭管理を行う場合

相談内容

当該施設への入所前の面接において、本人の金銭管理に不安な様子が見られました。本人は「入所後も自分で管理する」と言いますが、施設管理の方が安心であるため、入所契約の際に預り金管理契約を勧めていこうと思います。施設が管理する場合の留意点はありますか。

ポイント

- ① 利用者本人の依頼に基づかず、他人が金銭を管理することは、原則としてできません。
- ② 利用者と介護サービス事業所の間には、利益相反の関係があります。管理契約を締結するなど、施設側の管理責任を明確にした管理体制が必要です。
- ③ 利用者本人の判断能力の程度に応じて、適切に成年後見制度（法定後見制度、任意後見制度）を活用した管理方法を検討する必要があります。

回

1 施設で入所者の財産を管理する意思「金銭管理の意思」

原則です。本人だけの管理に不安が見られる場合は、支援者が不安に思う状況を本人と共有し、本人がより安心して安全に管理することができるような方法について、本人と一緒に検討していきます。その際、本人の意思決定能力を見極め、分かりやすい説明と必要な情報を提供するなど、意思決定支援のプロセスに沿って本人による意思決定を支援する姿勢が求められます。

2 利用者本人や家族等からの依頼に基づく金銭等の預かり

一方で、利用者本人から現金や預貯金通帳、印鑑等の預かりを依頼されることがあり、実際に施設等で金銭等を預かることが行われている現状があります。

これは、入所後の財産の保管や管理する場所がない、自分の預貯金を家族から守りたいなど、利用者本人側の事情による場合が考えられます。他方、施設利用料を確実に受領したいなどの施設側の事情による場合もあると考えられます。一見すると、双方の利害が一致しているように見えますが、そもそも利用者と施設はサービスを受領する側と提供する側という、利益相反の関係にあることを忘れてはいけません。

本人の依頼に基づく場合であっても、利用者本人に、いわゆる管理等を委任する能力が備わっているのか、客観的に見極める必要があります。その上で、まずは施設の立替払い等、預り金を管理しない方法について検討を行い、預り金としてその管理を代行する場合においては、真に必要最小限にとどめるべきであることを考える必要があります。

また、預り金を管理する場合においては、「管理規程」等を設けるなどして、規程に沿った適切な管理及び出納事務を責任を持って行うこ

弁護士のアドバイス

高齢者施設等における「預り金管理規程」等の考え方

財産管理が煩わしい、あるいは自分にはできなくなった、盗難の可能性や家族による使い込みなどのリスクを回避するために、高齢者が財産管理、特に預貯金の入出金を施設に依頼する要望は強いと思いますし、実際にも管理契約が結ばれるケースが多数あるのが現状です。しかし、高齢者にとって預貯金を中心にした財産は快適な老後を支える資産である上に、一旦財産を失うとその回復が著しく困難であることから、経済的に破綻してそれまでの生活が維持できなくなるおそれがあります。さらに、もともと高

齢者本人。でも、64歳の過半数の不可権限と、管を定めること。この

〔22〕 家族から不当な要求等をされた場合

相談内容

介護老人保健施設に入所中の高齢者は、心肺機能の低下と加齢による筋力低下、整形疾患があるため、歩行能力は徐々に低下してきています。肺炎での入院により、更に全身の身体機能が低下しています。家族は、リハビリをしても歩けないことを施設のケアに問題があると主張し、利用料の支払を拒んでいます。職員もケアに関する詳細な要望を受けていて、対応に困っています。

ポイント

- ① 介護サービスの説明についての正当な要求やそれへの不満・改善要求と不合理な要求とを区別することが重要です。
- ② 説明をしてもなお社会常識的に考えて不合理な要求をされ続ける場合、法的対応も辞さない姿勢も必要です。

回 答

1 適正な範囲の要求内容であるかの確認

本事例からは、利用者の身体機能は、施設入所前から段階的に低下してきており、直近の肺炎による入院生活により、更に機能低下が進行していることが推測されます。ももとの疾患や年齢的な要素も加わり、家族が期待するような歩行能力の改善が、リハビリによりどの程度実現可能なのか、主治医やリハビリのセラピストから説明がなされているでしょう。また、施設でのケアやリハビリを行うに当たっては、医学的な診立てだけでなく、本人の意思を尊重したプランニン

新日本法規出版株式会社

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
総務本部 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地

〔28〕 高齢者虐待の通報を高齢者本人が拒否する場合

相談内容

デイサービスの利用者にな不自然な内出血があります。確認をしたところ、転倒している様子や、内服薬による影響もなさそうであることから「気になる高齢者」として地域包括支援センターに相談をすることにしました。しかし、利用者は「大丈夫。転んでぶつけた。大事にしないで」と言います。利用者の同意が得られないので、相談はできないのでしょうか。勝手に相談をしたら、守秘義務違反になるのでしょうか。

ポイント

① 高齢者虐待防止法7条は、介護者による高齢者虐待に係る通報等については高齢者の同意は要件にしていまませんし、同条3項は「刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」と規定し守秘義務を解除しています。すなわち、介護者による高齢者虐待を発見した者は、高齢者の同意や許可の有無にかかわらず虐待相談や通報をすべきです。

を定め、根拠ある対応をいつでも、誰でも行えるようにしておくことも大切です。

弁護士のアドバイス

個人情報保護法例外規定（16条、17条、23条）

高齢者虐待防止法7条は、介護者による高齢者虐待に係る通報等については高齢者の同意は要件にしていまませんし、同条3項は「刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。」と規定し守秘義務を解除しています。すなわち、介護者による高齢者虐待を発見した者は、高齢者の同意や許可の有無にかかわらず虐待相談や通報をすべきです。

なお、個人情報保護法16条3項、17条2項、23条1項等は、本人の同意がなくても、①法令に基づく場合、②人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、③公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき、④国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、個人情報の取扱い、取得（要配慮個人情報に限りです。）、提供ができると規定しています。

以上から、高齢者虐待の事実を把握した者は、その通報や相談に際し、高齢者虐待防止法や個人情報保護法の例外規定の観点からも、高齢者の個人情報を提供した上でその市町村への通報が許さ

札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1
名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号

大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.6) 51001791

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆インキ」を使用しています。

掲載内容

第1章 病氣・けが

第1 子どもの医療

- 生まれた子どもが未熟児だったとき
- 子どもが医療を受けるとき
- ひとり親家庭の子どもが医療を受けるとき
- 障害のある子どもが医療を受けるとき
- 身体障害を治すために子どもが手術を受けるとき
- 小児がんなどの難病治療を受けるとき

第2 低所得者の医療

- 収入がなく医療費が支払えないとき
- 生活保護受給者が医療を受けるとき
- 旅行客が救済され、病気がけがで治療を受けるとき

第3 高齢者の医療

- 高齢者が医療費の窓口負担をするとき
- 65歳以上75歳未満で一定の障害を持つ患者が医療を受けるとき
- 高齢患者の高額医療費が支払えないとき

第4 障害者の医療

- 障害者に対する医療制度や医療費助成制度について知りたいとき
- 精神科病院へ入院が必要とき
- 精神科病院への入院や処遇に納得がいけないとき
- 精神科病院を退院してからのリハビリテーションを受けたいとき(精神科デイケアを利用したいとき)
- 退院して地域で暮らしたいとき
- 看護師等に家庭訪問をしてもらいたいとき
- 交通事故の後遺症で高次脳機能障害と診断されたとき

第5 外国人の医療

- 日本に3か月以上滞在している外国人が医療を受けるとき

第6 特殊な医療

- 指定難病の治療を受けるとき
- 特定疾患(重度障害や神経難病)で治療を受けるとき
- 不妊治療を受けるとき

第7 高額療養費等

- 医療費が高額なとき(70歳未満)
- 一時的・緊急的に病気がけがで移動が困難なとき

第2章 障害

第1 障害者手帳の交付

- 身体機能に障害があるとき
- 知的機能に障害があるとき
- 精神機能に障害があるとき

第2 障害に関する相談窓口

- 障害に関する相談をしたいとき

第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

- 障害児を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした入所支援サービスを利用したいとき
- 障害児(18歳未満)を対象とした居宅支援サービスを利用したいとき
- 障害児を対象とした教育制度を利用したいとき
- 障害者を対象とした居宅サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした通所支援サービスを利用したいとき
- 障害者を対象とした日中活動を利用したいとき
- 障害者が受けられる日常生活用具の給付内容を知りたいとき
- 車椅子などの補装具を利用したいとき
- 障害児に発達に関する訓練を行うとき

第4 年金・手当

- 障害者(児)が受給できる年金・手当を知りたいとき
- 国民年金に任意加入していなかった期間に一定の障害状態になったとき

第5 減免措置等

- 障害者に対する税金の減額や免除について知りたいとき
- 障害者が利用できる公共料金等の減免について、どのようなものがあるか知りたいとき
- 障害者が利用できる交通機関の割引制度の内容を知りたいとき

第3章 介護

第1 介護保険の適用

- 介護保険対象者が要介護認定を受けてサービスを利用するとき
- 生活保護受給者が介護が必要になったとき
- 身体状況が変わるなど、要介護状態区分を変更したいとき
- 認定結果や介護保険料などに不服があるとき

第2 介護保険料

- 介護保険料を滞納したとき
- 生計困難で介護保険料の減額が必要とき
- 災害などで介護保険料を一時的に支払えないとき

第3 利用料

- 利用者負担額について知りたいとき
- 介護サービスの利用者負担額が高額になったとき
- 介護保険利用料の軽減が必要とき
- 災害などで介護保険利用料の減免が必要とき

第4 在宅介護

- 要介護認定を受けて在宅で介護サービスを利用するとき
- 要支援認定を受けて介護サービスを利用するとき
- 要介護認定を受けて「非該当」と判定されたが、サービスを利用したいとき
- 第三者の行為(交通事故・傷害等)の後遺症で、介護サービスを利用するとき
- 車いすや歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険の場合)
- 歩行器等の介護用品を利用したいとき(介護保険以外の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険の場合)
- 自宅で生活するために住宅を改修するとき(介護保険以外(自立支援)の場合)

第5 施設介護

- 在宅生活に支障があり、機能回復目的で一定期間入所するとき
- 介護が必要ため長期入所するとき
- 介護と医療行為を受けることができる施設に入院するとき
- 介護認定を受けていないが生活に不安があるため高齢者専用施設に入所するとき
- 軽費老人ホーム(ケアハウス)に入居後、介護が必要になったとき
- サービス付き高齢者向け住宅に入居後、介護が必要になったとき

第6 事業者情報・サービス評価・苦情

- 介護サービス事業者の詳細を知りたいとき
- 施設が客観的に見てどう評価されているか知りたいとき
- 介護サービス事業者に不満があるとき

第4章 生活

第1 貧困・困窮

- 生活が困窮しており生活費を確保したいとき
- 貧困・困窮からの自立について相談したいとき
- 生活保護受給者等が死亡したとき

第2 権利擁護

- 法的トラブルについて相談したいとき
- 契約関係のトラブルが起こり相談したいとき
- 成年後見制度に関する相談をしたいとき
- 判断能力が十分でない者への支援を受けたいとき
- 高齢者への虐待が疑われるとき
- 障害者への虐待が疑われるとき
- 虐待されている児童を発見したとき
- 障害者施設内で虐待が疑われるとき
- 児童福祉施設内等で虐待が疑われるとき
- 認知症の親が受診を拒否しているとき

第3 年金・手当

- 国民年金に加入していた自営業者が一定年齢に達したとき
- 会社員や公務員が一定年齢に達したとき
- 国民年金加入者が加入中に死亡したとき
- 厚生年金加入者が加入中に死亡したとき

第4 住まい

- 生活保護受給者が住居を借りるとき
- ひとり親家庭等が住居を借りるとき
- 住居がなく不安定な就労を強いられる若者等が住まいを探したいとき
- 障害者を対象とした住まいを探したいとき
- 高齢者を対象にした住まいを探したいとき
- 民間賃貸住宅に入居する際に、身元保証人が不在で入居が困難なとき
- 自己所有の不動産を担保に生活資金を借りたいとき
- 有料老人ホーム(住宅型)を利用したいとき
- サービス付き高齢者向け住宅を利用したいとき
- シルバーハウジング(高齢者向け公営賃貸住宅)を利用したいとき

第5 就労支援

- ひとり親家庭及び寡婦の就業支援が必要とき
- 子どもへの就労支援が必要とき
- 生活保護受給者が就労しようとするとき
- 高齢者が就労について相談できる機関を知りたいとき
- 高齢者の就労について職業訓練を受けたいとき
- 高齢者が仕事に従事したいとき
- 障害者の就労について相談できる機関を知りたいとき
- 障害者の就職後の定着支援を受けたいとき

第6 路上生活者(ホームレス)支援

- 路上生活(ホームレス)からの自立について相談したいとき

第7 自殺予防

- 生きていくのがつらい人に応対するとき

第8 戦傷病者

- 戦傷病者が援護を受けるとき

第5章 出産・子育て・婦人保護

第1 出産支援

- 妊娠したとき
- 出産したとき
- 出産費用が支払えないとき
- 生活保護受給者が出産するとき
- 産前産後に身の回りの世話や育児の相談をしたいとき
- 乳幼児の健康診査を受けるとき
- 新生児の異常、感染等を調べる検査を受けたいとき
- 予防接種を受けたいとき

第2 子育て支援

- 乳幼児等の子育てサービスを受けたいとき
- 子どもを育てるための手当を受けたいとき
- ひとり親家庭が経済的支援を必要とするとき
- ひとり親家庭が生活資金を必要とするとき
- ひとり親家庭の日常生活支援が必要とき
- 保育所等に子どもを預けたいとき
- 放課後の児童を対象にしたサービスを利用したいとき
- ひとり親家庭で子育ての悩みや育児相談をしたいとき

第3 就学支援

- 生活保護受給世帯の子どもが就学するとき
- ひとり親家庭の子どもが就学を希望するとき
- 学校生活と就学への支援を受けたいとき

第4 子ども・家庭支援施設

- 子どもの養育が困難なとき
- 親(親権者)がいけないとき
- 親権の停止や喪失を申請するとき
- 里親になりたいとき

第5 婦人保護

- 配偶者等から暴力(DV)を受けたとき
- 女性の自立援助について相談したいとき

●内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。

福祉・医療関係 相談支援マニュアル

編集

福祉・医療相談支援研究会

代表 千葉 喜久也(東京有明医療大学教授)

相談内容に応じて適切な助言をするために!!

◆現場のニーズに基づくケース設定!

子ども、障害者、高齢者、生活困窮者などに関し、相談支援の現場で想定されるケースを豊富に設定しています。

◆相談内容に沿った選択肢がすぐわかる!

ケースごとに、利用できる制度・サービス等を冒頭に列挙していますので、相談内容に沿った選択肢を効率的に示すことができます。

◆各制度等をコンパクトに解説!

制度・サービス等の概要を簡潔に解説し、申請方法や利用手順などを表形式で示しています。

0120-089-339 受付時間/8:30~17:00
(土・日・祝日を除く)
WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail eigy@sn-hoki.co.jp

加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁776頁
定価8,800円(本体8,000円) 送料570円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版

公式Facebookページ
法律出版社ならではの情報を発信



組見本 (B5判縮小)

第1章 病気・けが 第7 高額療養費等

第7 高額療養費等

c a s e

○医療費が高額なとき (70歳未満)

利用できる制度

- 1 高額療養費制度の利用
- 2 高額療養費限度額の適用
- 3 高額療養費受領委任証の利用
- 4 高額医療費貸付金制度の利用
- 5 高額介護合算制度の利用

ポイント

- ① ②は治療前に利用します。②を利用しない場合、①を治療後に利用します。①の利用時に④も利用できますが、医療機関の承諾が必要と合もあります。
- ② ①を受ける権利は、診療を受けた月の翌月初日から2年ですので以内であれば、さかのぼって申請することができます(健保193、国保)
- ③ 保険料の滞納があると、③④を利用できない場合があります。
- ④ 介護保険を利用している場合は、金額次第で⑤も利用できます。

解 説

① 高額療養費制度の利用

1か月(暦月単位で、その月の1日～末日にかかった費用)に医療機関に金額が一定の自己負担限度額(後掲<参考>1参照)を超えた場合、超えた額が戻される制度です。2つ以上の医療機関にかかり、それぞれの自己負担額が一定以上になる場合は合算できます。保険外負担分(差額ベッド代、ト費用等)や入院時の食事負担額等は対象外です。

— 151 —

★本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。

●改正にならない部分はそのまま利用できますので、資源保護につながり環境にも配慮しています。

●ご希望により、さしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

第2章 障 害 第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

c a s e

○障害者を対象とした日中活動を利用したいとき

利用できる制度

- 1 療養介護の利用
- 2 生活介護の利用
- 3 自立訓練(生活訓練)の利用
- 4 自立訓練(機能訓練)の利用
- 5 就労移行支援の利用
- 6 就労継続支援A型(雇用型)の利用
- 7 就労継続支援B型(非雇用型)の利用
- 8 地域活動支援センターの利用

ポイント

- ① 上記制度を利用するときは、事前に支援の実施主体である各市区町村、利用を希望するサービス提供事業所と十分に話し合うことが大切です。
- ② 従来の入所施設は施設完結型で1日単位のサービスを提供していましたが、現在は夜間の「居住支援」を行う事業と「日中活動支援」を行う事業にサービスが明確に区分されています。日中活動のイメージは、後掲<参考>1を参照してください。
- ③ 制度を利用できる対象者やサービス内容等は、後掲<参考>2～4を参照してください。
- ④ 50歳未満の就労経験のない者は、就労移行支援事業所のアセスメント評価がなければ、⑦を利用できません。

解 説

① 療養介護の利用

療養介護では、医療及び常時介護を必要としている障害を有する者

第2章 障 害 第3 障害者自立支援サービス・障害者支援施設

機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います対象となる者は、障害支援区分が6であり筋萎縮性側索硬化症(ALS)等により気管切開を伴う人口呼吸器による呼吸管理を受けている者、障害支援区分5以上であり筋ジストロフィー又は重症心身障害を有する者です。このサービスは、医療機関において医療的ケアと福祉サービスを併せて提供します。

申請書類	介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書
添付書類	① 療育手帳(愛の手帳)、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳 ② 対象疾患に罹患していることが分かる証明書(診断書又は特定疾患医療受給者証等) ③ 個人番号カード(又は通知カード及び本人確認書類)
申請先	住所地の市区町村の障害福祉担当窓口
利用手順	① 住所地の市区町村の障害福祉担当窓口へ介護給付費・訓練等給付費支給決定申請書を提出します。 ② サービス利用意向調査及び勘案事項調査を実施後、サービス決定通知書が届きます。 ③ 利用を希望する事業所へ障害福祉サービス受給者証及び利用申込書を提出して、利用契約を締結します。
関係法令等	障害支援⑤⑥・20①、障害支援②の2・2の3・7、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平18・10・31障発

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

第4 子ども・家庭支援施設

c a s e

○子どもの養育が困難なとき

利用できる制度

- 1 子育て短期支援事業(ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)の利用
- 2 一時保護の相談
- 3 児童福祉施設への入所相談
- 4 母子生活支援施設の利用

ポイント

- ① ①の実施施設は、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育ファミリーホーム等です。利用料について費用負担があります。
- ② ②の目的は、緊急保護、行動観察、短期入所指導ですが、緊急保護でも虐待等から子どもの安全を確保し適切な保護を図ることが、重要となっています。児童虐待対応においては、保護者や子どもの同意がなく子どもの安全の確保が必要な場合には、一時保護を躊躇なく行う必要があります。
- ③ ③について、施設入所等の措置は親権者等の意に反するときにはとがでないとされています。しかし、保護者がその児童を虐待し、その監護を怠り、その他保護者に監護させることが著しくその福祉を害する場合は、家庭裁判所の承認を得て、親権者等の意に反し児童を児童福祉施設等に措置することができます。
- ④ ④は、児童福祉施設では唯一、母親と子どもたちが一緒に入所できます。
- ⑤ 児童福祉施設に入所する場合には、保護者の所得に応じて費用の負担があります。

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

② 一時保護の相談

児童相談所長等は、必要と認める場合に児童を一時保護、又は警察署、児童福祉施設等に一時保護を委託することができます。必要な場合は、置き去り、保護者の病気・逮捕・家出、保護者による虐待など、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図る必要がある場合、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握する必要がある場合及び児童の行動観察が必要な場合及び短期入所指導が必要な場合です。

一時保護の実施に当たっては、事前に保護者や児童の同意を得ることとされていますが、同意が得られない場合でも、子どもの安全確保のため一時保護が必要と判断した場合には、児童相談所は保護者や子どもの意に反しても職権で一時保護できるとされています。特に児童虐待対応においては、対応が後手に回ること、子どもの生命に危険が及ぶ可能性があることから、保護者や子どもの同意がなくとも、子どもの安全の確保等が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべきであるとされています。

新日本法規出版株式会社

本社 総機本部 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号
東京本社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
札幌支社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番
仙台支社 〒981-3195 仙台市泉区加茂1丁目48番地の2
東京支社 〒162-8407 東京都新宿区市谷砂土原町2丁目6番地
関東支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1

名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号
大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号
広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号
高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号
福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号
(2021.1) 639-1(6)

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

③ 児童福祉施設への入所相談

児童相談所は、相談を受けた児童について、調査の結果必要がある場合は児童等を里親等に委託し、又は乳児院、児童養護施設、障害児入所見短期治療施設(平成29年4月1日からは、名称が「児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所させることとされています。

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育が第一であり、保護者と、家庭養育が困難又は不適当な場合には家庭と同様の環境における養育化され、施設措置よりも養育者や里親、ファミリーホームへの委託をすることが必要とされました。また、特に就学前の乳幼児は原則として養育ファミリーホームへの委託を原則とすることが通知で示されました。

申請書類	児童福祉施設、養育里親入所承諾書
添付書類	① 住民票 ② 健康保険証 ③ 児童手当受給用の銀行通帳 ④ 転写関係書類 ⑤ 保護者の前年度の課税証明書等
相談先	児童の住所地を管轄する児童相談所
利用手順	① 必要に応じて、児童が一時保護されます。 ② 児童相談所による各種調査が行われます。 ③ 入所が決定されます。
関係法令等	児福3の2・27①三・27の2・28、児童福祉法等の一部を改正の公布について(平28・6・3 雇児発0603第1)

④ 母子生活支援施設の利用

母子生活支援施設は、配偶者のない女性又はこれに準ずる事情がある女性・その養育すべき児童(18歳未満)について十分な養育ができない場合に、母で保護する施設です。施設では、一定の期間自立に向けた生活支援、就労支援、保育・養育支援、保育園への送迎支援等を行います。入所に当たり、施設見学を行うことも有益です。

第5章 出産・子育て・婦人保護 第4 子ども・家庭支援施設

<参 考>

1 母子生活支援施設の利用者負担金表(平11・4・30発児86)

税額等による階層区分		徴収金基準
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含みます。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円
B	当該年度分の市町村民税非課税世帯(A階層に属する世帯を除きます。)	1,100円
C1	当該年度分の市町村民税の課税世帯(A階層又はD階層に属する世帯を除きます。)	2,200円
C2	所得割の額のある世帯	



この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。